

令和2年4月6日

保護者様

県立村上中等教育学校
校長 吉井 裕也

新型コロナウイルス感染症対策に係る配慮事項等について（お願い）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より当校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、3月24日付けで文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「ガイドライン」）が発表され、これを受け、3月27日に県教育委員会より、新学期以降も引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう指導がありました。

ついては、下記のとおり、「ガイドライン」に準拠した対策を講じてまいりますので、趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 学校再開に伴う感染防止対策について（令和2年4月6日現在）

「ガイドライン」によれば、① 換気の悪い密閉空間をつくらない、② 多くの人が手の届く距離に集まることを避ける、③ 近距離での会話や大声での発声を控える、この3点を守ることが集団感染を予防する要点とのことです。したがって、当校の教育活動においても、上記3点を遵守することを基本方針とします。

ただし、学校では人の密度を下げることに限界があり、近距離での会話、発声等が必要な場面も生じますので、飛沫を防ぐためにマスクの着用が不可欠となります。学校の備蓄も限られますので、マスクはご家庭で用意し、登校時に必ず着用するようお願いいたします。

(1) 朝学活における健康観察の徹底

登校前の検温で37.5度以上の発熱があった生徒が出席していないか確認する。生徒に体調不良がみられた場合は、保健室で検温し、発熱等の症状が認められた場合、保護者と連絡を取り合った上で早退させる。その際、「欠席」扱いとせず、「出席停止」として記録する。

(2) 授業における配慮事項

- ① 教室の座席は、可能な限り間隔を空ける。
- ② 机を合わせてのグループ活動はしない。
- ③ 毎授業終了時に、教室両側の窓や前後の扉を全開にして換気する。
- ④ 全員がマスクを着用して、咳エチケットを励行する。
- ⑤ 体育授業においては、次の点に特に配慮する。
 - ・当分の間、屋外での授業を中心とする。
 - ・屋内の授業の場合は、体育館であってもこまめに換気を行う。

- ・身体接触のある活動や互いに近接して行う活動は控える。
 - ・用具については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間の使い回しをしない。
 - ・更衣室の使用は、多数の生徒が密集しないよう時間差を設ける。
 - ・授業前後に、しっかりと手洗いをを行う。
- (3) 昼食時における配慮事項
前期課程生の給食時には、机を向かい合わせにしない。私語を慎む。給食当番はもちろん、生徒全員が食事前の手洗いを確実にを行う。
後期課程生も、全員が教室で昼食を摂り、上記に準じた対応を行う。
なお、当分の間、昼休みの体育館使用を禁止する。
- (4) 清掃時における配慮事項
多くの生徒が手を触れる扉やドアの取っ手は、毎回、清潔な雑巾で念入りに拭く。
- (5) 部活動における配慮事項
- ① 顧問が終始立ち会い、丁寧に生徒観察を行う。顧問が他の業務で立ち会えない日は、当該部活動は活動禁止とする。
 - ② 当分の間、すべての部活動で活動時間を縮減する（平日は1時間程度、週休日は2時間程度とする）。
 - ③ 当分の間、他校との練習試合は控える。
 - ④ 運動部においては、体育授業時の配慮事項と同様の対応を行う。
 - ⑤ 活動場所や更衣室の清掃を徹底し、環境衛生を良好に保つ。
 - ⑥ 活動への参加については、生徒本人、保護者の意向を尊重する。参加しないことによっては、当該生徒が部内で不快な思いを決してしないよう、顧問はこれまで以上に部員間の人間関係に注意を向け、必要に応じて指導を行う。
- (6) 学校行事等における配慮事項
かねて計画されていた以下の行事については、中止または内容の見直しを行う。
なお、状況が変化した場合、再度の見直しもあり得る。
- ① 対面式（4/7）→ 新入生のみ大体育館に集合。生徒会入会式・部活動紹介とする。
 - ② 1年生宿泊研修（4/15～16）→ 中止。
 - ③ P T A総会（4/18）→ 総会は中止。書面審議とする予定。教育懇談会も中止。
地区P T A、学年P T Aは特別教室を利用して実施。
 - ④ 六煌祭（5/16）→ 5月16日（土）を5月20日（水）に移動。保護者の来校をご遠慮願う。競技種目の大幅な見直し。
 - ⑤ 生徒総会（5/27）→ 中止。書面審議の方向で、今後検討。
 - ⑥ 4年生海外研修（7/27～8/6）→ 令和3年6月に延期する方向で検討中。
- ※ 大体育館における集会は、人数の上限を2クラス（1学年）までとします。
したがって、当面全校集会、全校生徒対象の講演会等は開催しません。

2 各家庭で対応していただきたいこと

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 毎日、朝夕2度検温を行い、「体温記録表」（配付済み）に結果を記録する。 2 朝、体温が37.5度以上あった場合は登校せず、自宅で休養する（出席停止扱い）。 3 4日間程度自宅で休養しても症状に改善がみられない場合は、「帰国者・接 |
|--|

触者相談センター」に相談する。

(平日：8:30～17:15、土日・祝日：9:00～17:00)

村上保健所	村上市、関川村	0254-53-8368
新発田保健所	新発田市、胎内市、聖籠町	0254-26-9651

- 4 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- 5 登校時には、必ずマスクを着用する。マスクが品切れで手に入りにくい状況なので、手作りマスクを用意する（「子どもの学び応援サイト」に作成方法が示されています。URLは以下のとおり）。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html
- 6 県内の感染者が報告されているので、不要不急の外出を控えるとともに、換気の悪い場所、人の密集する場所、近距離での会話や発声が行われる場所へは出かけない。
- 7 生徒の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合は、早急に学校に連絡する。
- 8 医療的ケアを必要とする生徒、基礎疾患等のある生徒については、主治医等に相談の上、学校に連絡する（個別に登校の判断をします）。

3 感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

県教育委員会の通知に示された基準を以下に紹介します。（令和2年3月27日付け教保第759号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」による。）

(1) 生徒に対して

生徒	対応	出席停止の期間
感染者	出席停止	治癒するまで
濃厚接触者	出席停止	感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間

(2) 学校の対応

- ・生徒の感染が判明した場合または濃厚接触者に特定された場合は、直ちに保健体育課へ電話で報告する。
- ・生徒に感染者が発生した場合、県教育委員会は、関係機関と対応を協議の上、臨時休業等の措置について学校に指示する。その際、下表を判断の目安とする。
(学校保健安全法第20条)

	発生	措置の範囲	期間
感染者	学級に1人	学級閉鎖	1週間を目途とする。 ※ 臨時休業期間を含む2週間程度は、学校全体で経過観察を行う。
	1学年に複数学級	学年閉鎖	
	複数学年	臨時休業	